

## 総合計画審議会の役割とスケジュールについて

### 1 総合計画とは

- (1) 総合計画は、市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向けて計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を定めた市の最上位計画です。
- (2) 平成27年度に「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「第2次袋井市総合計画」を策定しました。
- (3) 「第2次袋井市総合計画」は、次の2つで構成されています。

①	基本構想	令和7年度を目標年次として、袋井市の「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めた市政の最高理念となるもの。
②	基本計画	「基本構想」で示された理念の実現を目指し、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めたもので、 <u>5年を目処に見直しを実施</u> 。

### 2 総合計画審議会の役割

- (1) 現計画のうち、「基本計画」が策定から5年経過し、来年度に前期期間が満了を迎えることから、「後期基本計画」（計画期間：令和3～令和7年度）の策定を行うため、本計画の案を審議し、意見を取りまとめ、答申を行う「袋井市総合計画審議会」を設置します。
- (2) 本審議会は、袋井市総合計画審議会条例に基づき設置されるもので、所掌事務として「市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する」ことが本条例第2条に規定されています。
- (3) 具体的な事務としては、市政の最上位計画である総合計画の策定にあたり、本計画案の審議等を行い、意見等をまとめて結果を市長に答申することになります。

### 3 総合計画審議委員について

#### (1) 委員の身分について

ア 総合計画審議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定に基づき「特別職非常勤職員（地方公務員）」となります。

イ このため、公務上の災害又は通勤による災害については、袋井市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例で補償されます。

ウ また、袋井市個人情報保護条例第3条第2項の規定に基づき、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。職を退いた後も、同様の取り扱いを受けます。

#### (2) 報酬等について

袋井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり定められています。

(報酬額) 日額6,200円(交通費別、源泉徴収税額含む。)

(費用弁償額) 実費支給

#### (3) 任期について

袋井市総合計画審議会条例第4条の規定に基づき、委員の任期は、「委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了したときまで」と定められています。具体的な任期は次のとおりです。

(任期) 委嘱の日(令和元年6月28日)から市長の諮問事項に係る調査審議の終了(令和2年9月末予定)までの約1年3か月

### 4 今後のスケジュールについて

調査審議の終了(令和2年9月末予定)までに6回の会議開催を予定しています。

